

論 文

福井藩の御水主頭の歴代就任者について

山本 政一郎*

はじめに

1. 御水主頭の概略
2. 材料・手法
3. 結果
 - (1) 御水主頭以外の呼称
 - (2) 貞享の半知(1686)以前
 - (3) 元禄6~9年(1693~1695)の東組:堀武左衛門
 - (4) 「履歴」の西組の空白期間:正徳1年(1711)
 - (5) 松岡藩の御水主頭のその後:享保6年(1721)
 - (6) 「履歴」の東組の空白期間:寛政1~5年(1789~1793)
 - (7) 三国宿浦への移転と役の終わり
4. 考察
 - (1) 定量分析からみた御水主頭
 - (2) 役屋敷の所在地
 - (3) 貞享の半知以前の御水主頭の推定
 - (4) 幕末期の屋敷移転と役の変遷・終焉

結論

はじめに

福井城下に住む藩士の屋敷地の変遷や分布については、各時期の城下絵図に示された居住者名をたどることにより、敷地割の変遷¹⁾、番組階級の屋敷地の分布²⁾、貞享の半知に伴う変化³⁾、松岡藩併合に伴う変化^{4) 5)}、区画ごとの屋敷地の変遷⁶⁾を伊豆蔵倉喜らが明らかにしている。ただし、これらは、城下絵図に書かれた各時期の居住者の変遷を示したものであり、屋敷地それぞれの詳細な移転年を反映したものではない。屋敷地それぞれの移転年をたどった論考としては、数家の松岡藩士について、福井城下移転後の変遷について明らかにしたもの⁷⁾があげられる。また、福井藩の明道館や横井小楠の客館、三岡八郎(由利公正)の屋敷地など、著名な施設の位置の変遷も吉田健^{8) 9)}によって解明されている。このように、福井藩士の屋敷地の変遷過程が、部分的ではあるが明らかにされつつあ

*福井県文書館主任

る。各城下絵図において居住者情報の修正が加えられた時期を絞り込める情報や、藩士が屋敷地を移転した詳細な時期を特定できる情報があれば、効率的かつ詳細に江戸時代の福井城下の屋敷地の変遷過程を明らかにすることができる。

ここで、結論から言えば、本稿で取り扱う福井藩の御水主頭は、中級藩士が務める役職の一つであり、その任期中は、ほぼ例外なく役屋敷への屋敷地替えを命じられていた。そのため、御水主頭の歴代の着任者とその在任時期が明らかになれば、城下絵図の御水主頭役屋敷の居住者を照合し、様々な城下絵図の作成時期を絞り込める。さらには、御水主頭の着任・退任に伴う屋敷地替えが多いことから、御水主頭の役屋敷以外の場所でも、彼らの動向を追うことで屋敷替えの時期を個別に特定していき、屋敷地替えの時系列を明らかにする基礎資料となる。

そこで本稿では、福井藩の御水主頭の歴任者を時系列で整理し、さらにその着任・退任の時期やその傾向、役の変遷および終焉の過程を明らかにする。

1. 御水主頭の概略

本稿で扱う御水主頭について、ここで整理しておく。鈴木準道の『福井藩士事典』¹⁰⁾ および『福井県史』¹¹⁾ には、その役目として、御座舟の預かり、御成りの時の御舟の手配、川獺（漁業）の取締りを担うことが記されている。さらに『福井県史』¹¹⁾ によると、福井城下の足羽川沿いの御舟町に「御舟方役所」があり、そこでは、御水主頭が配下の水主組を指揮して川舟を統制し、河川や川舟に関する取締りにあたったとされる。『鯖江市史』¹²⁾ においても、舟座が福井藩舟方役所の支配を受けていることが示されている。貞享4年の「御国境口留其外番所事」¹³⁾ によれば、「三国浦」と「宿浦」の舟番各1名も御水主頭の支配下とされている。

ほかには、「諸事御用之覚書」¹⁴⁾ には、延宝4年（1676）の洪水時に、橋脚の破損を防ぐための流木の処理を御水主頭が仰せつけられている記録が残る。加えて、「国事叢記」¹⁵⁾ によれば、寛政5年（1793）以降、毛屋の繰船の管理権も御水主頭に移されている。

その役職の規模としては「御水主頭は二名、大番組百石以上の者拝命、組ノ者は上組・下組十人づつ御座船の水主を為す。頭は役宅御舟町にあり、組の者も同所に居住す。」（ママ。以下注¹⁰⁾ 参照）とあり、20人ずつ2組の体制であったとされる。役宅の所在地に関しては、各時期の城下絵図に示された居住者名をたどる方法によって、御舟町に2件あることを伊豆蔵らが示している¹⁶⁾。

つまり、御水主頭は、御舟町の役宅を拠点として、領内の河川業務の管理全般を担う役職であったことがわかる。

2. 材料・手法

福井藩の役職のうち御奉行については、その歴代就任者を時系列順に整理し、御奉行が設置された期間、定員、禄高などに関する数量的分析が長野栄俊¹⁷⁾ によって行われており、その手法を援用することで、御水主頭の歴代就任者を時系列順に整理することが可能となる。そこで、長野¹⁷⁾ を参考に、御水主頭歴任者の情報が記されている以下の資料（1）～（10）を用いて、それらの情報を整理統合した。なお、御主水頭、御主頭などの記載もみられるが、それらは表記ゆれ、翻刻上の相違と判断

し、他資料と照合し、整合性を担保したうえで御水主頭として扱った。また、「御水主頭次席」および「仮御水主頭」については、着任時に屋敷地替えが見られないため、本稿では対象とはしなかった。

(1)『福井県文書館資料叢書』9～15の「福井藩士履歴」(以下「履歴」と表記)¹⁸⁾

福井藩の上・中級藩士の履歴を記した「剝札 上」(松平文庫 A0143-00469。当館保管、以下同)「剝札 下」(松平文庫 A0143-00470) および「士族」(松平文庫 A0143-00485～00490。全7冊からなり「か・よ・た・れ・そ」で始まる第3冊欠落)を翻刻したものである。元禄年間中頃より前の記録は少なく、それ以降も正徳年間までの記載は不確かな部分が含まれる。時期が下ると内容が詳細になっていく。

御水主頭については、年月日に続いて「御水主頭〇〇跡」と書かれていることが多く、前任者名や、転役先の役名や隠居など、退任理由をたどることができる。また、家ごとにまとめられているので、家系の判別や、親子関係を判別できる。

(2)「士族略履歴」(以下「略」と表記)(松平文庫 A0143-00471～00482)

福井藩の上・中級藩士の履歴を記した資料である。全13冊からなり「よ・た・れ・そ」で始まる第6冊を欠く。「履歴」と同様、年月日に続いて「御水主頭〇〇跡」と書かれていることが多い。各藩士の隠居などの記録は、「履歴」よりも詳細に書かれていることが多いが、「履歴」よりも記録開始は遅く、享保年間中頃からである。

(3)「諸役年表 四」(以下「諸役」と表記)(松平文庫 A0143-01120)

貞享2年(1685)から慶応2年(1866)までの期間の、福井藩の役職のうち御留守物頭・御番頭・御徒頭・御水主頭・御脇物頭・御先添物頭について、役職別の年単位での役職交代の記録である。前任者の名前も書かれていることから、着任者の系統をたどることができる。退任する理由も、転役・役儀御免・御咎ニテ退役・隠居・病死・御暇の別が記号で記されている。

(4)「御家中屋敷地絵図 上巻」(以下「絵図」と表記)(松平文庫 A0143-00464)

各藩士の屋敷地の図面および歴代の居住者を記したもの。貞享3年(1686)の半知より以前の居住者も載せられており、下っては御水主頭が三国宿浦に移転するまでの居住者名が載せられている。所在町、イロハ2文字からなる地番も記されており、その形状と合わせて屋敷地の位置を同定できる。

(5)「御家中転宅考」(以下「転宅」と表記)(松平文庫 A0143-00463)

通りに沿って、その通りを挟んだ各屋敷地の歴代居住者名を上下2段に分けて書いている。成立は天保2年(1831)で、それ以前の歴代居住者をたどったものである。多くの場合、名前だけの記載であるが、居住開始年が記されている場合もある。

(6)「越前福井御家中転宅考」(以下「転越」と表記)(国文学研究資料館(越前史料)文書 X0145-

00990)

屋敷地の歴代居住者名を3段に分けて書いている。記載の始まる時期は「転宅」と同じであり、それを転写したうえで書き加えたものと推定される。下限は天保年間で終わる「転宅」よりも遅く、元治元年（1864）頃までの記録が載せられている。

（7）『片聾記・続片聾記 上 福井県郷土叢書 第2集』（以下「片聾」と表記）に収録されている以下の資料¹⁹⁾

- ・「黄門様御代御給帳」
- ・「越前守綱昌公御代延宝七未年年給帳」
- ・「越前守少将源剛昌公 貞享三年丙寅春改」
- ・「兵部大輔吉品公御給帳」
- ・「吉邦公御代御給帳」
- ・「兵部大輔宗矩公御代御給帳」

着任・退任の年月日は書かれていないが、藩主の代ごとに、藩主の知行高・役職が書かれており、他の資料からではたどりづらい貞享以前の御水主頭の着任・退任状況がわかる資料である。

（8）『福井市史 資料編 4（近世 2 藩と藩政 上）』に収録されている「松平斉承給帳」（以下「斉承給帳」と表記）²⁰⁾

（7）と同様に、松平斉承時代の御水主頭の着任者・役料が記載されているもの。

（9）「都而御役替并勤方等之部」（以下「御役替」と表記）（松平文庫 A0143-01019）

元禄10年（1697）から明和元年（1764）までの転役の情報とそれにもなう前任者・前役・後役・役料の情報が載っているもの。「履歴」「略」に記載のない役料情報を補足するものとして用いた。

（10）各城下絵図

照合に用いた城下絵図の一覧を表1に示す。

表1 用いた城下絵図一覧

地図名	資料番号 ^{※1}	時期
[御城下之図]	21314	（時期不詳）
[御城之図]	21315	寛文以前
御城下之絵図	21319	寛文初年（1661）頃
市博図 ^{※2}	※2	寛文年間
[御城下之絵図]	21317	寛文10年（1670）
福居御城下絵図	21320	貞享2年（1685）
[御城下絵図]	21336	安永4年（1775）
福井分間之図	21337	享和3年（1803）
[福井分間之図]	21338	（21337の写し）
福井分間之図	21340	文化8年（1811）
[御城下之図]	21342	明治14年（1881）5月

※1 資料番号は松平文庫（A0143）の番号を指す

※2 「忠昌公・光通公御代御城絵図并御家中福井之図共」（春1-11-21-2）、福井市春嶽公記念文庫（福井市郷土歴史博物館蔵）

3. 結果

資料を用いて、東西両組の御水主頭歴任者を時系列で整理したものが表2である。以下に、資料から読み取れた内容、および資料間で記載の齟齬が見られた場合の判断を年代順に記載する。

（１）御水主頭以外の呼称

「履歴」「略」「諸役」では「御水主頭」との呼称で統一されているが、「転宅」には「御船子大將東」「御船子大將西」と書かれており、「橋宗賢伝来年中日録」²¹⁾には明和9年（1772）1月の記述として「去年冬御舟町御舟大將比企文左衛門組下（以下略）」とある。また、「片聾」¹⁹⁾の「黄門様御代御給帳」によると、秀康の時代には「物頭御舟大將」の松本三郎左衛門（250石）と「物頭舟大將」の鈴木七兵衛（150石）の記載がある。このことから、御水主頭以外にも、それら名称で呼ばれていたこと、および「東」「西」として2名が区分されていたことが推測される。なお、本稿でも「転宅」にならって、屋敷地の位置にもとづいて東組、西組と呼称する。

（２）貞享の半知（1686）以前

貞享3年（1686）の半知前の御水主頭在任者の記録は、用いた資料の中では「諸役」「転宅」「転越」「片聾」「御役替」に残る。結論からいえば、貞享3年以前の御水主頭は3人体制であり、3人目にあたる役職者ならびにその役屋敷の位置については、**4.（3）**において詳述する。3人目の水主頭については**表2**には記載せず、**4.（3）**の**表8**にまとめた。

福井藩最初期に、水軍経験があることから御水主頭の前身と思われる「三国湊の押」の役に就いたのは山本家次である²²⁾が、一度藩を離れた後に再び召し抱えられて以降、山本家は御水主頭には着任していない。時代が下って、「片聾」の「越前守綱昌公御代延宝七未年年給帳」によれば、延宝7年（1679）の在任者として、上月八郎左衛門（350石）、大井田覚右衛門（300石）、林六左衛門（300石）の3名が記されている。さらに「諸役」および「片聾」の「越前守少将源剛昌公 貞享三年丙寅春改」によると、貞享2年（1685）に、東組の飯沼官兵衛（天和3年（1683）～元禄6年（1693）在任。400石で貞享の半知により200石）と西組の雪吹喜左衛門（天和2年（1682）～元禄4年（1691）在任。同300石から150石）、に加え、島崎一郎右衛門（嶋崎市郎右衛門とも。天和4年（1684）～貞享3年。同300石から150石）の3名が確認できる。いつからかは不明であるが、貞享3年までは3人体制であり、貞享3年の半知により島崎が御暇となって以降は、2名体制が維持されている。

東組では、「絵図」「転宅」に石川伝右衛門、上月八郎左衛門に続いて堀武左衛門となっているが、「諸役」では上月と堀の間に、天和3年（1683）から元禄6年（1693）にかけて飯沼官兵衛が在任していたことになる。なお、飯沼官兵衛については、1回目の着任が「御城下之図」²³⁾より寛文10年（1670）頃であり、延宝4年（1676）10月に次の代の当主が家督相続したとの記録が「姓名録」²⁴⁾にあることから、天和3年（1683）着任の飯沼官兵衛は、親子であると判断した。

なお、西組では、初期の平瀬清右衛門から設楽一郎兵衛の5名は「転宅」「転越」のみに名がみられる。飯沼官兵衛以降は「履歴」に情報が載る枋屋半右衛門まで、「諸役」「絵図」「転宅」「転越」の情報はほぼ整合的であるが、「転宅」「転越」には飯沼官兵衛と林六左衛門の間に平井清左衛門が入っている。

表2-1 御水主頭東組系列一覧表

名前	家系	禄高	前役	着任日	退任日	後役
石川伝右衛門	—	—	—	(寛文初年～10年ごろ)		—
上月八郎左衛門	—	350	—	(延宝7年前後)		—
飯沼官兵衛	—	400>200	—	(天和3年)	(元禄6年)	転役
堀武左衛門	(堀)	—	—	元禄6/8/29	(元禄9年)	—
落合善兵衛	落合	150	(新知)	元禄9/11/13	宝永3/9/4	持弓頭 / 屋敷奉行
堀江源左衛門	堀江1	250カ	使番	宝永3/9/4	正徳2/12/5	先物頭
土屋十郎右衛門	土屋1	350	使番	正徳2/12/22	正徳5/6/21	側物頭
堀文左衛門	堀1	200+100カ	使番	正徳5/6/21	享保6/5/15	先物頭
枋屋半右衛門	枋屋	200+100**	供目付	享保6/5/15	享保10/8/16	目付
中村八太夫	中村1	150+100カ	使番	享保10/8/16	享保12/11/16	先物頭
小栗九右衛門	小栗3	150+100カ	使番	享保12/11/16	享保16/11/25	先物頭
中村太郎左衛門	中村2	150+100	供目付	享保16/11/25	享保21/5/13	先物頭
堀江善右衛門	堀江	200+100カ	使番	享保21/5/13	寛保2/6/1	先物頭
奈良忠左衛門	奈良1	300	使番	寛保2/6/1	寛保3/ 閏4/5	目付
柘植伊右衛門	柘植	250+100カ	使番	寛保3/ 閏4/5	延享3/6/28	先物頭
堀勘左衛門	堀3	150+100**	郡奉行	延享3/6/28	宝暦1/11/25	先物頭
林又左衛門	林2	150+100	供目付	宝暦1/11/25	宝暦6/10/5	先物頭
比企文左衛門	比企	200+100	(大番筆頭)	宝暦6/10/5*	宝暦13/6/22	御免
枋屋八左衛門	枋屋	200+100	供目付	宝暦13/6/22	明和5/7/28	先物頭
皆川平右衛門	皆川2	150+100	供目付	明和5/7/28	明和7/8/7	先物頭
雨森作助	雨森2	200+100	(末之番外)	明和7/8/7	安永4/2/14	旗奉行
田辺久蔵	田辺1	200+100	供頭 / 近習番	安永4/2/14	安永7/6/22	目付
波多野五郎左衛門	波多野	150+100カ	使番	安永7/6/22	安永9/11/21	先物頭
横田作太夫	横田	200+100	腰物方	安永9/11/21	天明3/3/1	目付介 / 側物頭
吉岡庄右衛門	吉岡	150+100カ	使番	天明3/3/1	天明8/6/15	先物頭
波々伯部平六郎	波々伯部3	100+150カ	使番	天明8/6/15	天明8/9/28*	(病死)
大野一郎左衛門	(大野)	—	—	(天明8年)	(寛政6年)	転役
坂井権左衛門	坂井1	100+150カ	先作事奉行	寛政6/1/16	寛政10/2/23	先物頭
須崎三郎右衛門	須崎	100+150カ	使番	寛政10/2/23	寛政11/9/29	先物頭
松波甚左衛門	松波	100+150カ	使番	寛政11/9/29	享和1/2/14*	※
東郷三郎右衛門	東郷1	200+100	郡奉行	享和1/3/1	文化3/6/10	先物頭
毛利六郎右衛門	毛利	150+100カ	長柄奉行	文化3/6/10	文化5/7/22*	(隠居)
沢木彦左衛門	沢木1	100+150カ*	使番	文化5/7/22	文化10/8/5	先物頭
猪子六左衛門	猪子2	100+150	(末之番外)	文化10/8/5	文化13/6/29	先物頭
石原喜左衛門	石原1	150+100カ	使番	文化13/6/29	文政3/11/15	先物頭
三岡助右衛門	三岡2	100+150カ	使番	文政3/11/15	文政6/5/16	先物頭
粕谷彦太夫	粕谷1	100+150*	鵜方	文政6/5/16	文政11/1/15	近習番
林惣兵衛	林5	100+150カ*	使番	文政11/1/15	文政13/2/29	先物頭
一柳新九郎	一柳	100+150カ	使番	文政13/2/29	天保5/11/10	先物頭
吉田五左衛門	吉田1	100+150カ	使番	天保5/11/10	天保11/10/25	先物頭
鈴木百助	鈴木7	100+150カ	使番	天保11/10/25	天保15/5/23	先物頭
猪子六左衛門	猪子2	100+150	近習番頭取 / 膳番 / 徒頭 / 書院番筆頭	天保15/5/23	弘化4/2/12	先物頭
畑中藤八郎	畑中	100+150	時宜役	弘化4/2/12	嘉永3/6/3	(隠居)
下河三右衛門	下川	100+150	留守物頭	嘉永3/6/3	嘉永5/6/17	(隠居)
中村庄左衛門	中村6	100+100	時宜役	嘉永5/6/17	嘉永7/6/4	(隠居)
河津佐太夫	河津	175+100	留守物頭	嘉永7/6/4	安政3/6/28	(隠居)
中川平太左衛門	中川2	250+100カ	使番	安政3/6/28	安政3/10/17	脇物頭
野治小兵衛	野治	100+150カ	先添物頭	安政3/10/17	安政5/11/11	(隠居)
高橋十郎兵衛	高橋1	150+100	留守物頭	安政5/11/11	文久2/8/4	(隠居)
鱸長左衛門	鱸	150+100カ	先添物頭	文久2/8/4	元治1/2/29	先物頭
河合五右衛門	河合4	100+150*	(末之番外)	元治1/2/29	元治1/8/23	留守物頭 / 鷹方
榊原爰八	榊原2	100+150	留守物頭 / 鷹方	元治1/8/23	慶応1/4/29	使番
野中重左衛門	野中	100+150	留守物頭	慶応1/4/29	慶応1/8/6	(病死)
堀平学	堀1	200+100カ	使番 / 供頭	慶応1/8/30	慶応2/6/21	先物頭
多喜田藤内	多喜田1	100+100カ	先添物頭	慶応2/6/21	慶応2/11/29	先物頭
菅沼平兵衛	菅沼3	100+150*	広間当番勤	慶応2/11/29	慶応4/8/29	(隠居)
林鉄之進	林6	100+50	(末之番外)	慶応4/8/29	明治2/2/16	(隠居)

備考	出典						名前
	履歴	略	諸役	絵図	転宅	転越	
(着任時期は城下絵図より)	/	/	/	○	○	○	石川伝右衛門
片簾：禄高・在任時期	/	/	/	○	○	○	上月八郎左衛門
片簾：禄高半知により減、諸役：後役は転役	/	/	○	/	/	/	飯沼官兵衛
※本文2- (3) 参照	※	/	○	○	○	○	堀武左衛門
	○	/	○	○	○	○	落合善兵衛
退任時空位期間あり	○	/	○	○	○	○	堀江源左衛門
	○	/	○	○	○	○	土屋十郎右衛門
転宅考：豊左衛門	○	/	○	○	○	○	堀文左衛門
枳屋半右衛門の子。転宅考：八左衛門。	○	/	○	○	○	○	枳屋半右衛門
	○	/	○	○	○	○	中村八太夫
	○	○	○	○	○	○	小栗九右衛門
略・絵図：弥五作	○	○	○	○	○	○	中村太郎左衛門
略・絵図：太兵衛	○	○	○	○	○	○	堀江善右衛門
略：権左衛門	○	○	○	○	○	○	奈良忠左衛門
	○	○	○	○	○	○	柘植伊右衛門
	○	○	○	○	○	○	堀勘左衛門
林又左衛門の子。略：甚蔵	○	○	○	○	○	○	林又左衛門
履歴：着任は11/5	○	○	○	○	○	○	比企文左衛門
枳屋半右衛門の子	○	○	○	○	○	○	枳屋八左衛門
	○	○	○	○	○	○	皆川平右衛門
	○	○	○	○	○	○	雨森作助
	○	欠	○	○	○	○	田辺久蔵
略：伊内	○	○	○	○	○	○	波多野五郎左衛門
転宅・諸役：権之助	○	欠	○	○	○	○	横田作太夫
	○	欠	○	○	○	○	吉岡庄右衛門
履歴：天明8/11/16に跡目	○	○	○	○	○	○	波々伯部平六郎
絵図：大埜 ※本文2- (6) 参照。諸役：後役は転役	/	/	○	○	○	○	大野一郎左衛門
	○	○	○	○	○	○	坂井権左衛門
	○	○	○	○	○	○	須崎三郎右衛門
※退任時は表5参照	○	○	○	○	○	○	松波甚左衛門
	○	○	○	○	○	○	東郷三郎右衛門
履歴：退任月までの記載	○	○	○	○	○	○	毛利六郎右衛門
履歴：前役で役料140石、略：前役で役料150石	○	○	○	○	○	○	沢木彦左衛門
略：愛蔵	○	○	○	○	○	○	猪子六左衛門
略：浅五郎	○	○	○	○	○	○	石原喜左衛門
略：斧次郎。略：退役文政6/4/16	○	○	○	○	○	○	三岡助右衛門
略：役料150石。略：退役文政11/2/15	○	○	○	○	○	○	粕谷彦太夫
略：着任文政11/2/15。略：前役で150石	○	○	○	○	○	○	林惣兵衛
略：「同6/4/25病死」は採用せず	○	○	○	○	○	○	一柳新九郎
齊承給帳：役料100石	○	○	○	○	○	○	
	○	欠	○	○	/	○	吉田五左衛門
	○	○	○	○	/	○	鈴木百助
略：鉄五郎	○	○	○	○	/	○	猪子六左衛門
	○	○	○	○	/	○	畑中藤八郎
	○	○	○	○	/	○	下河三右衛門
	○	○	○	○	/	○	中村庄左衛門
河津善太夫の子	○	○	○	○	/	○	河津佐太夫
履歴・略：前役で100石	○	○	○	○	/	○	中川平太左衛門
	○	○	○	○	/	○	野治小兵衛
	○	欠	○	○	/	○	高橋十郎兵衛
宿浦移転	○	○	○	○	/	○	鱸長左衛門
略：役料150石	○	○	○	○	/	○	河合五右衛門
絵図：幸八。略：彦八	○	○	○	○	/	○	榊原爰八
退任時空白期間あり	○	○	○	移転		移転	野中重左衛門
略：平太夫	○	○	○		/		堀平学
	○	欠	○		/		多喜田藤内
略：役料50石	○	○	/		/		菅沼平兵衛
林次郎七の子	○	○	/		/		林鉄之進

表2-2 御水主頭東組系列一覧表

名前	家系	禄高	前役	着任日	退任日	後役
平瀬清右衛門	—	—	—	—	—	—
里村庄之助	—	—	—	—	—	—
大野六左衛門	—	—	—	—	—	—
大野庄兵衛	—	—	—	(寛文以前)		—
設楽一郎兵衛	—	—	—	(寛文年間)		—
飯沼官兵衛	—	—	—	(寛文10年前後)		—
平井清左衛門	—	—	—	—	—	—
林六左衛門	—	300	—	(延宝7年前後)		—
雪吹喜左衛門	—	300>150	—	(天和2年)	(元禄4年)	—
河越宇右衛門	—	—	—	(元禄4年)	(元禄10年)	先物頭 **
寒江権平	—	—	使番 **	(元禄10年)	(元禄15年)	—
枋屋半右衛門	枋屋	150	手廻り	元禄15/3/	宝永5/3/13	先物頭
鈴木彦太夫	鈴木1	150+100**	徒頭 **	宝永5/3/13	正徳1/11/7	奉行
有賀清右衛門	有賀2	150+100カ	—	(正徳1年)	(正徳2年)	(病死) *
樋口喜左衛門	樋口1	150	使番	正徳2/4/25	享保1/9/18	先物頭
大藤次兵衛	大藤1	150+100**	—	享保1/9/18	享保11/4/16	先物頭
林又左衛門	林2	150+100	(大番) **	享保11/4/16	享保17/1/16	先物頭
岩上梶太夫	岩上	200+100カ	使番	享保17/1/16	享保19/6/6	先物頭
下山甚兵衛	下山1	300	(大番筆頭)	享保19/6/6	寛保2/6/18	目付
中川平太左衛門	中川2	250+100**	(大番筆頭)	寛保2/6/18	延享1/10/25	先物頭
鈴木忠右衛門	鈴木2	350	(大番筆頭)	延享1/10/25	寛延1/8/16	側物頭
井原番右衛門	井原1	200+100*	(大番筆頭)	寛延1/8/16	宝暦4/2/16	先物頭
土屋十郎右衛門	土屋1	350	(大番)	宝暦4/2/16	宝暦11/7/25	側物頭
国枝小市郎	国枝1	200+100カ	使番	宝暦11/7/25	宝暦13/6/22	御咎 (取揚)
高村新五兵衛	高村1	150+100	(大番)	宝暦13/6/22	不詳	(病死) *
三沢勘左衛門	三沢1	200+100	腰物方	明和3/9/23	明和6/5/16	先物頭
比企文左衛門	比企	200+100	(大番)	明和6/5/16	安永5/1/16	先物頭
松江市左衛門	松江	150+100カ	使番	安永5/1/16*	安永8/2/19*	(病死)
長谷部半右衛門	長谷部2	150+100カ	使番	安永8/5/16	天明1/1/15	徒頭
香西弥右衛門	香西	100+100	内右筆	天明1/1/15	天明5/6/11	先物頭
尾高次郎左衛門	尾高	350	使番	天明5/6/21	天明9/1/14	先物頭
稻生与一郎	稻生	100+150	裏役 / 書物奉行	天明9/1/14	寛政8/10/4	(隠居)
大木与右衛門	大木	150+100カ	使番	寛政8/10/4	寛政10/12/5*	御咎
川村文平	川村2	100+150	留守物頭 / 鷹方	寛政10/12/7	享和2/7/4	先物頭
堀勘左衛門	堀3	150+100カ	使番	享和2/7/4	享和3/11/20	先物頭
周防長兵衛	周防	100+150*	郡奉行	享和3/11/20	文化7/11/17	先物頭
松田善右衛門	松田1	150+100	時宜役	文化7/11/17	文化11/2/5	側物頭
河津善太夫	河津	175+100カ	使番	文化11/2/5	文政3/6/23	(隠居)
尾高小右衛門	尾高	300	杉形鑓奉行	文政3/6/23	文政5/6/15	先物頭
上月久右衛門	上月2	150+100*	時宜役	文政5/6/15	文政10/6/23	先物頭
奈良助右衛門	奈良2	150+100	郡奉行	文政10/6/23	文政12/7/4	奉行
榊原孫作	榊原3	100+150カ	使番	文政12/7/4	天保3/3/13*	(病死) *
林次郎七	林6	100+150カ	使番	天保3/5/15	天保5/5/28*	(病死) *
毛利六郎右衛門	毛利	150+100	徒頭	天保5/9/27	天保10/1/29*	先物頭
内田小左衛門	内田2	100+150	留守作事奉行	天保10/1/29	天保12/6/29	先物頭
成瀬惣右衛門	成瀬2	100+150カ	使番	天保12/6/29	天保15/8/12	先物頭
東郷平太夫	東郷2	100+150	郡奉行	天保15/8/12	嘉永1/12/3	先物頭
岡田金左衛門	岡田2	100+150	奉行見習	嘉永1/12/3	嘉永3/7/28	(隠居)
丹羽与右衛門	丹羽1	100+150	纏奉行	嘉永3/7/28	嘉永5/6/9	(隠居)
宮塚又兵衛	宮塚	100+150	山奉行	嘉永5/6/9	万延1/6/21	(隠居)
加藤半左衛門	加藤5	150+100	(末ノ番外)	万延1/6/21	文久2/4/11	先添物頭
井原次郎右衛門	井原2	150+100	留守物頭	文久2/4/11	元治1/2/20	(隠居)
円乗彦蔵	円乗1	100+150	(番外)	元治1/2/20	慶応3/6/16	(隠居)
野村美済	野村2	100+50*	先第八小隊副物頭並	慶応3/6/16	明治2/6/27	宿浦定番

- ・「*」は「略」の情報を、「**」は「御役替」の情報を採用していることを示す。
- ・「名前」には「履歴」の情報をういた。「略」の改名の履歴から在任中の名前がわかる場合は、それを備考欄に記した。
- ・「家系」は「履歴」の記載に準じる。
- ・「禄高」の項目は知行の石高を示し、「+ ○○」とあるのは御水主頭着任時の役料を示す。「カ」とあるのは、水主頭着任以前に役料の記載があり、かつ御水主頭着任時に「御役料其儘」の記載がないもの。
- ・「前役」・「御役」の役職名の「御」は省略した。「前役」は御水主頭着任前の役職、「後役」は退任後の役職を記した。

備考	出典						名前
	履歴	略	諸役	絵図	転宅	転越	
	/	/	/	/	○	○	平瀬清右衛門
	/	/	/	/	○	○	里村庄之助
	/	/	/	/	○	○	大野六左衛門
(着任時期は城下絵図より)	/	/	/	/	○	○	大野庄兵衛
(着任時期は城下絵図より)	/	/	/	/	○	○	設楽一郎兵衛
(着任時期は城下絵図より)	/	/	/	○	○	○	飯沼官兵衛
	/	/	/	/	○	○	平井清左衛門
片鱗：禄高・在任時期	/	/	/	○	○	○	林六左衛門
片鱗：禄高半知により減	/	/	○	○	○	○	吹雪喜左衛門
	/	/	○	○	○	○	河越宇右衛門
絵図：寒江権平、寒江甚右衛門と記載	/	/	○	○	○	○	寒江権平
	○	/	○	○	○	○	栃屋半右衛門
御役替：役料	○	/	○	○	○	○	鈴木彦太夫
諸役：病死。履歴：正徳2/5/21に跡目	/	/	○	○	○	○	有賀清右衛門
	○	/	○	○	○	○	樋口喜左衛門
片鱗：治兵衛	○	欠	○	○	○	○	大藤次兵衛
略：就任日不詳	○	○	○	○	○	○	林又左衛門
略では150+100カ	○	○	○	○	○	○	岩上梶太夫
転宅・絵図：彦三	○	○	○	○	○	○	下山甚兵衛
略・絵図：茂助	○	○	○	○	○	○	中川平太左衛門
転宅・絵図・略：源兵衛	○	○	○	○	○	○	鈴木忠右衛門
履歴：150石。転宅・絵図・略：源兵衛	○	○	○	○	○	○	井原番右衛門
土屋十郎右衛門の子	○	○	○	○	○	○	土屋十郎右衛門
略・絵図：小一郎。御咎の詳細は本文3- (2) 参照	○	○	○	○	○	○	国枝小市郎
次代は明和3/7/5に家督	○	/	○	○	○	○	高村新五兵衛
略：着任5/23より	○	○	○	○	○	○	三沢勘左衛門
再任	○	○	○	○	○	○	比企文左衛門
履歴：1/17着任。退任時は表5参照。							
絵図では松田（誤記か）	○	○	○	○	○	○	松江市左衛門
	○	○	○	○	○	○	長谷部半右衛門
退任時空白期間あり（表5参照）	○	○	○	○	○	○	香西弥右衛門
略：小右衛門	○	○	○	○	○	○	尾高次郎左衛門
転宅：興一郎	○	○	○	○	○	○	稻生与一郎
退任時空白期間あり（表5参照）	○	○	○	○	○	○	大木与右衛門
	○	○	○	○	○	○	川村文平
堀勘左衛門の孫	○	/	○	○	○	○	堀勘左衛門
	○	○	○	○	○	○	周防長兵衛
略：文化7/11/16着任	○	○	○	○	○	○	松田善右衛門
	○	○	○	○	○	○	河津善太夫
尾高次郎左衛門の子	○	○	○	○	○	○	尾高小右衛門
役料は略より	○	○	○	○	○	○	上月久右衛門
履歴：着任文政10/2/23	○	○	○	○	○	○	奈良助右衛門
退役は略より。天保3/5/16次代が病中願之通養子	○	○	○	○	○	○	榊原孫作
退役は略より。天保5/10/20次代が家督							
齊承給帳：役料100石	○	○	○	○	○	○	林次郎七
毛利六郎右衛門の子	○	○	○	○	/	○	毛利六郎右衛門
	○	○	○	/	/	○	内田小左衛門
	○	○	○	○	/	○	成瀬惣右衛門
	○	○	○	○	/	○	東郷平太夫
略、履歴：隠居、諸役は病死。略：金之助	○	○	○	○	/	○	岡田金左衛門
	○	○	○	○	/	○	丹羽与右衛門
	○	○	○	○	/	○	宮塚又兵衛
	○	○	○	○	/	○	加藤半左衛門
宿浦移転。略：次郎助	○	○	○	○	/	○	井原次郎右衛門
	○	○	○	移転	/	移転	円乗彦藏
略：彦太夫。知行・役料は略より。	○	○	/	/	/		野村美濟

役職名ではないものは（）を付している。「履歴」「略」「諸役」の中で、相違がある場合は、その旨を備考に示した。

また、御物頭・御武頭はあわせて「物頭」として扱った。

・日付記載の「_」（アンダーバー）は、その部分が不詳であるもの。（）記載は「諸役」や城下絵図などの情報により年単位で判明したもの。

・「出典」欄は、各出典中の記載の有無を示す。「○」は記載あり、「/」は記載なし。「欠」はその藩士が掲載された冊子を欠くもの。

(3) 元禄6～9年(1693～1695)の東組：堀武左衛門

「履歴」では、元禄6年(1693)8月29日からの東組在任者が堀江源左衛門になっている。「履歴」の底本である「剥札」では宝永3年(1706)から在任している旨の情報と同じ付箋に書かれており²⁵⁾、付箋の張り間違えとは考えにくい。しかしながら、「諸役」「絵図」「転宅」「転越」に堀武左衛門と書かれていること、また、御水主頭は再任される事例が少ないことから堀武左衛門が正しいと判断した。ただしその在任期間については「履歴」の情報を採用した。

(4) 「履歴」の西組の空白期間：正徳1年(1711)

「履歴」や「略」の有賀清右衛門の項には在任経験があったことのみ書かれ²⁶⁾、期間については記載がない。しかし、「諸役」「絵図」「転宅」「転越」に有賀の名があること、また、「履歴」でも鈴木彦太夫(正徳元年11月7日退任)と樋口喜左衛門(正徳2年4月25日着任)の間に数か月にわたる長い空白期間があることから、この時期に有賀清右衛門が在任していたと判断した。

(5) 松岡藩の御水主頭のその後：享保6年(1721)

享保6年(1721)に、松岡藩主の松平昌平(宗昌)が福井藩を継ぎ、家臣団も福井藩に合流することになる。「履歴」によれば合流前の松岡藩で御水主頭を務めていたものは、梯左仲太(梯家、100石)、久津見喜内(久津見1家、200石)の2名である²⁷⁾が、合流後は、両家とも福井藩の御水主頭に着任していない。

(6) 「履歴」の東組の空白期間：寛政元～5年(1789～1793)

「諸役」「絵図」「転宅」では寛政元～5年(1789～1793)の間に大野一郎左衛門が在任している。一方の「履歴」「略」には坂井権左衛門の前任者として大野一郎左衛門の名があるものの、大野一郎左衛門の項目には着任・退任の記載がなく、前任者である波々伯部平六郎が病死していることから、正確な着任・退任日は不明である。

(7) 三国宿浦への移転と役の終わり

幕末期に、御水主頭は三国宿浦に移転を命じられる。「履歴」「略履歴」によれば、西組の井原次郎右衛門が文久3年(1863)8月29日に、東組の鱸長左衛門が文久3年9月14日にそれぞれ移転を命ぜられたようである。三国宿浦への移転前後の動静については、「4. 考察(4)」にて詳述する。

4. 考察

(1) 御水主頭の定量分析

・ 禄高

貞享の半知以前の禄高の記録は一部「片聾」に収録されている給帳

表3 御水主頭の禄高

役料込	件	内訳	件
150	5	150	3
		100+50	2
200	3	100+100	3
250	60	250	1
		100+150	32
		150+100	27
275	2	175+100	2
300	18	300	3
		200+100	15
350	7	350	5
		250+100	2

に残されているが、不確かな部分が多いため、それらは含めないこととし、東組の落合善兵衛（元禄9年（1696）着任）および西組の枋屋半右衛門（元禄15年（1702）着任）以降で、禄高のわかる95例を集計対象とした。なお、表2中で、前役において役料を得ていて、御水主頭でも同様の役料であると推定される場合には「カ」の但し書きをつけているが、それらも含めて集計した。

集計の結果を表3に示す。それによると、役料込みの禄高250石で着任しているものが全95例中、60例と過半数を占める。250石の家格そのものの着任者は1例のみで、100石取が役料150石、150石取が役料100石を与えられて着任することが定着していたようである。

役料なしの150石取りで着任している事例が初期に集中するが、これについては、「履歴」の初期の記録であり、役料を書き漏らしている可能性が考えられるので留意を要する。なお100石取役料50石で着任している2例は東西いずれも記録に残る最後の御水主頭（東組の林鉄之進、西組の野村美済）である。

・家系（同一家選出・再任）

同じ家からの着任、あるいは再任の状況を表4にまとめた。家系は、藩士履歴の区分に準じる。「履歴」「略」の情報をを用いて同一の家系と判断することができない、東組の堀武左衛門（元禄3年着任）以前と西組の寒江権平（寒江甚右衛門）（元禄10年着任）以前は、3.（2）で述べたように、親子であることがわかる飯沼官兵衛を除いて集計に含めないこととした。

これによると、枋屋家が3代にわたって3回着任しているほか、飯沼、土屋1、林2、堀3、尾高、毛利、河津、林6の8家が、親子あるいは祖父孫の続柄で2回御水主頭に着任している。

同一人の再任が確認できるのは、宝暦6年（1756）に着任し、宝暦13年（1763）の御咎を経て明和6年（1769）に着任した比企文左衛門のみである。

表4 御水主頭の同一家選出・再任

着任年	西暦	名前	家系	禄高	続柄
(寛文10年頃在任か)					
天和3	1683	飯沼官兵衛	不詳	400>200	子
元禄15	1702	枋屋半右衛門	枋屋	150	
享保6	1721	枋屋半右衛門		200+100カ	子
宝暦13	1763	枋屋八左衛門		200+100	孫
正徳2	1712	土屋十郎右衛門	土屋1	350	
宝暦4	1754	土屋十郎右衛門		350	子
享保11	1726	林又左衛門	林2	150+100	
宝暦1	1751	林又左衛門		150+100	子
延享3	1746	堀勘左衛門	堀3	150+100カ	
享和2	1802	堀勘左衛門		150+100カ	孫
天明5	1785	尾高次郎左衛門	尾高	350	
文政3	1820	尾高小右衛門		300	孫
文化3	1806	毛利六郎右衛門	毛利	150+100カ	
天保5	1834	毛利六郎右衛門		150+100	子
文化11	1814	河津善太夫	河津	175+100カ	
安政1	1854	河津佐太夫		175+100	子
天保3	1832	林次郎七	林6	100+150カ	
慶応4	1868	林鉄之進		100+50	子
宝暦6	1756	比企文左衛門	比企	200+100	
明和6	1769	比企文左衛門		200+100	再任

※家系は藩士履歴の区分に準ずる

・空白期間

御水主頭の役職の空白期間をまとめたものが表5である。なお、退任日・着任日が不詳のものは除いた。

全体として、退任日と次役の着任日が同日になっているものがほとんどで、期間が重複するものは

確認されない。空白期間は表5に示すように、東組で3例、西組で5例が認められる。そのうちほぼ半数の4件が前任者の病死に伴うもので、隠居か病死か不確かな1例を含めると5件となる。それに伴う空白期間も短いものから順に、約半月、1か月、2か月、3か月、4か月と違いが大きい。役屋敷への転居が必要となる役職のため、急な病死に伴う転役には配慮がなされたことが推測される。御先物頭へ転役する際の空白期間も2例あり、理由は不確かだが半月ほどの空白期間が生じている。御咎処分は、御水主頭全体で3例あり、そのうち1例が該当し、2日間の空白期間が生じている。

表5-1 御水主頭着任の空白期間（東組）

退任者	次役	退任日	次役着任日	理由	経緯
堀江源左衛門	土屋十郎右衛門	正徳2/12/5	正徳2/12/22	転役	先物頭に転役
松波甚左衛門	東郷三郎右衛門	享和1/2/14*	享和1/3/1	(混在)	諸役：隠居 略：享和1/2/14病死 履歴：享和1/4/5次代が「病中願之通養子」
野中重左衛門	堀平学	慶応1/8/6	慶応1/8/30	病死	

表5-2 御水主頭着任の空白期間（西組）

退任者	次役	退任日	次役着任日	理由	経緯
松江市左衛門	長谷部半右衛門	安永8/2/19*	安永8/5/16	病死	略：安永8/2/19病死 履歴：安永8/4/11次代が家督
香西弥右衛門	尾高次郎左衛門	天明5/6/11	天明5/6/21	転役	先物頭に転役
大木与右衛門	川村文平	寛政10/12/5*	寛政10/12/7	御咎	「不調法之儀」で御役御免 (寛政10/12/20に遠慮御免) 履歴：寛政10/11/5御免
榊原孫作	林次郎七	天保3/3/13*	天保3/5/15	病死*	履歴：天保3/5/16次代が「病中願之通養子」
林次郎七	毛利六郎右衛門	天保5/5/28*	天保5/9/27	病死*	履歴：天保5/10/20次代が家督

※*は「略」の情報を採用したもの

・前役・後役

御水主頭着任前後の役職をまとめたものが表6および表7である。資料に記載がなく、前役・後役が不明な東組の堀武左衛門、西組の寒江権平以前は対象から外し、計96例を集計した。前役として最も多いのが全事例のうち3分の1を占める御使番の34例であり、後役として最も多いのが御先物頭で、半数の48例となっている。御使番から御水主頭を経て御先物頭に着任しているものが22例あり、これらは定番の人事ルートであったと言えよう。

それ以外で前任の役として多いのが、御留守物頭（7例）、御供目付および郡奉行（各

表6 御水主頭着任前後の役職

前役 (人)	後役 (人)			
	御先物頭	他転役 (隠居) (病死)	御咎	
御使番 ^{※1}	34	22	4	6
御留守物頭 ^{※2}	7	1	1	5
御供目付	5	4	1	0
郡奉行	5	4	1	0
御時宜役	4	1	1	2
御先添物頭 (末の番外)	3	2	0	1
(大番) ^{※3}	5	1	3	1
ほか(⇒表7)	9	4	3	1
不詳	21	8	6	7
合計	3	1	1	0
	96	48	21	24

※1 うち御供頭兼1

※2 うち御鷹方兼2

※3 うち大番筆頭5

5例)、御時宜役(4例)があり、その他は表7で示すように、様々な役職から着任していることが確認できる。

後任の役で御先物頭以外に多いのは、御奉行(2例)、御目付(4例)、御側物頭(5例。うち1例は御目付介兼担)が確認される。また、隠居・病死が全体の4分の1にあたる24例あり、御水主頭になった時には高齢であることが多かったことがうかがえる。

・御水主頭2名同時の御役御免の背景

御水主頭を務めたものの中で、御咎によって御役取揚となったものは記録によれば3件ある。そのうち2件が宝暦13年(1763)6月22日に、東組の比企文左衛門と、西組の国枝小市郎の2名が同時に御役取揚になっているものである²⁸⁾。この要因として考えられるの

は、宝暦13年3月に起きた訴訟であろう。森藤右衛門家文書²⁹⁾によると、金沢から上方に陸路で移送されるはずの荷物が、古証文にもある慣習を破って川の舟運で三国湊から白鬼女へ運ばれたことで、陸路の馬借たちが「困窮難儀迷惑」しているので、従前のように陸路を通してほしいとの訴えである。

「聞繕目録」³⁰⁾によれば、翌4月に「役前 国枝小一郎役筋取扱不宜趣相聞候ニ付」とあり、さらに翌5月には、「右同人并同人組小頭前田三五兵衛不宜趣相聞候ニ付聞繕并比企文左衛門聞繕」とあるように、国枝、国枝配下の組小頭の前田、さらに比企が役目上で何らかの問題を起こしていたことがうかがえる。ここで、1. で整理したように、御水主頭が河川の管理全般を担う役職であることから、この訴えと関連した罷免であると推測される。その後、比企は明和6年(1769)に御水主頭に再任されている。一方、西組の国枝小市郎については、「履歴」にその後の記載はなく、次代の国枝藤三郎が明和6年に家督を継いだことがわかるのみである。

(2) 役屋敷の所在地

御水主頭の役屋敷の所在地は、伊豆蔵ら¹⁶⁾も述べているように各時期の城下絵図から確認でき、さらに「絵図」を用いることでより確実に確認しうる。城下絵図の一例として、享和年間(1801～1803)の「[福井分間之図]」³¹⁾(図1として一部抜粋)があげられる。この城下絵図では、御舟町(現、福井市照手)の足羽川右岸に、「御水主頭役屋敷」と書かれた2件の屋敷地が確認できる。その東側に一柳、西側に榊原と記載があり、東組の一柳新九郎(在任期間:文政13年(1830)2月29日～天保5年(1834)11月10日)、および西組の榊原孫作(在任期間:文政12年(1829)7月4日～天保3年(1832)3月13日)であることがわかる。その敷地の形状は「絵図」(図2としてトレース)³²⁾と整

表7 御水主頭着任前後の役職少数事例内訳

前役ほか内訳		後役ほか内訳	
御腰物方	2	御奉行	2
御徒頭	2	御目付	4
奉行見習	1	御側物頭	4
御長柄奉行	1	御目付介 / 御側物頭	1
御杉形鍵奉行	1	御留守物頭御鷹方	1
御先作事奉行	1	御持弓頭屋敷奉行兼	1
御留守作事奉行	1	御使番	1
山奉行	1	御先添物頭	1
御纏奉行	1	御旗奉行	1
御内御右筆	1	御脇物頭	1
手廻り	1	御近習番	1
御供頭 / 御近習番	1	御徒頭	1
御鶴方	1	宿浦定番	1
御先第八小队副物頭並	1	役職不明	1
近習番頭取 / 膳番 / 徒頭 / 書院番筆頭	1		
裏役 / 書物奉行	1		
広間当番勤	1		
(番外)	1		
(新知)	1		

合的であり、さらに表2に示したように、「絵図」にある歴代の居住者は「履歴」で確認できる着任者と整合的であることから、この場所に長期にわたって御水主頭の役屋敷があったことがわかる。つまり、城下絵図を中心に御水主頭の役屋敷地を割り出した伊豆蔵ら¹⁶⁾の結果を裏付けるとものであるといえる。

それら屋敷地の周囲に、「御水主頭組」「御水主上組」「御水主下組」「御水主組」など、組之者の屋敷地が別にあることから、組之者は御水主頭の屋敷地内には住んでいなかったと推測される。東組・西組の屋敷地の坪数は「絵図」から計算するとそれぞれ約540坪、900坪であり、一般に300石取りの藩士が400坪、260石～150石取りが225坪であったこと³³⁾と比べると、御水主頭の役宅の広さが際立っている。1. で整理したように、御水主頭が住む屋敷以外に、「舟方役所」がおかれていたと推測される。



図1 御水主頭役屋敷を示す城下絵図

享和年間の福井城下絵図（松平文庫 A0143-21338、当館保管）の一部を抜粋

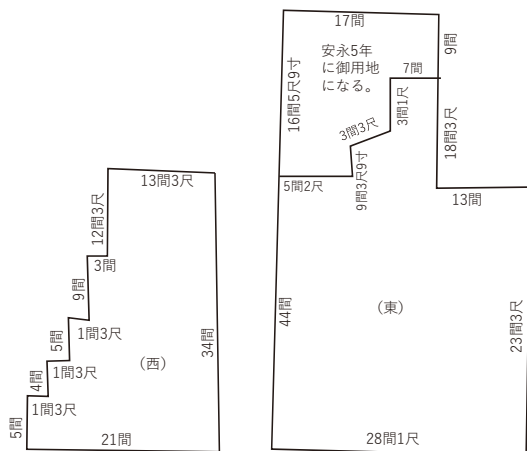


図2 御水主頭役屋敷の図

「御家中屋敷地絵図 上巻」（松平文庫 A0143-00464、当館保管）の御水主頭役の役屋敷絵図をトレースし、長さの記載を翻刻したもの。トレースのため縮尺は正確ではない

(3) 貞享の半知以前の御水主頭の推定

3. (2) で述べたように、鈴木¹⁰⁾ では御水主頭は2人体制とされているが、貞享3年(1686)の半知以前に御水主頭が3人体制であった時期がある。この時期に関しては「絵図」「転宅」「転越」には名前が載っているものの、「履歴」「略」「諸役」には記録がないことから、不明な点が多い。その時期について、各種城下絵図(再び表1参照)や「片聾」の記載と照合することで推定復元を加えたい。

貞享2年(1685)の福居御城下絵図(松平文庫 A0143-21320)(図3)では、図1の八幡宮の位置に、飯沼官兵衛の名がみられ、その周りに「飯沼官兵衛与」、つまりは御水主頭・飯沼の組(与)の記載もあることから、伊豆蔵ら¹⁶⁾ では御水主頭の役屋敷であると述べられていないが、この場所が半知前の御水主頭の3つめの役屋敷であると判断できる。

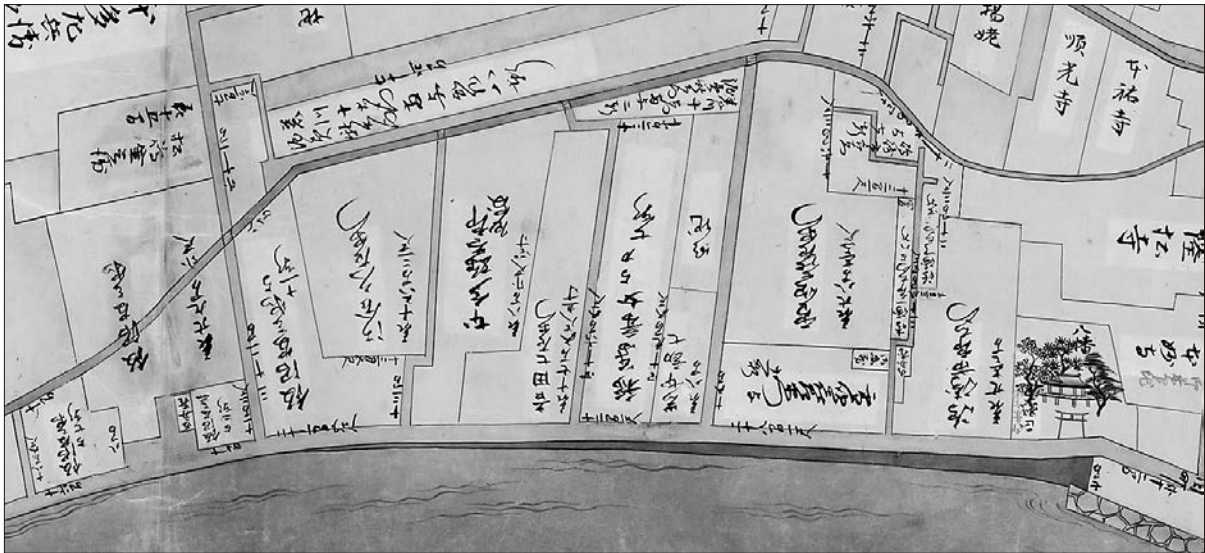


図3 貞享2年頃の御水主頭役屋敷
「福居御城下絵図」(松平文庫 A0143-21320、当館保管)より一部を抜粋

表8 城下絵図から推定される貞享の半知以前の御水主頭

時期	八幡宮組	居所	西組	居所	東組	居所	資料番号	名前
	—		平瀬清右衛門	不明	—			
	—		里村庄之助	不明	—			
	—		大野六左衛門	不明	—			
寛文以前			大野庄兵衛	西	(安陪喜兵衛か 宮崎与兵衛)	東	21315	〔御城之図〕
寛文初年(1661)頃	戸田七兵衛	宮	設楽一郎兵衛	西	石川伝右衛門	東	21319	御城下之絵図
寛文年間			飯沼官兵衛	西			市博図 ^{*1}	
寛文10年(1670)			平井清左衛門	不明	—		21317	〔御城下之〕絵図
	—		林六左衛門	—	上月八郎左衛門	—		「続片聾記」より
延宝7年(1679)	大井田覚右衛門	—	雪吹喜左衛門	西	飯沼官兵衛	宮	21320	福居御城下絵図
貞享2年(1685)	島崎一郎右衛門	東						

※城下絵図にない名前は、「転宅」にもとづく

※対応箇所が不明な在任期間については、破線で区切った

※1「忠昌公・光通公御代御城絵図并御家中福井之図共」(春11-11-21-2)、福井市春嶽公記念文庫(福井市郷土歴史博物館蔵)

そこで、表8は、八幡宮の場所が役屋敷であったとして（以下、「八幡宮組」とする）、八幡宮組・西組・東組の3組の居住者を時系列・居宅順に整理したものである。八幡宮組では、引継ぎ時期は分からないが、時系列順に、戸田七兵衛、大井田覚右衛門、飯沼官兵衛の名がみられる。半知前の貞享2年（1685）前後の在任時には「諸役」において東組として扱われている飯沼官兵衛であるが、八幡宮組の場所が役屋敷であったことになる。それ以外の城下絵図に名前が載る居住者については、「転宅」と順番は整合的である。加えて、東組の役屋敷には寛文以前に安陪喜兵衛と宮崎与兵衛の2名の名が書かれており、彼らのうちいずれか、あるいは両名が御水主頭であったことが推測される。延宝7年（1679）の3名は城下絵図に対応するものがないが、「転宅」と「片聾」中の「越前守綱昌公御代延宝七未年年給帳」の記載から大井田覚右衛門が3人目の御水主頭であったことがわかる。

（4）幕末期の屋敷移転と役の変遷・終焉

御水主頭は、幕末期に三国宿浦に移転し、その後、役職廃止の過程をたどる。ここではその経緯を考察する。三国宿浦移転前後の経緯を、おもに「履歴」を用いて表9にまとめた。典拠が「履歴」以外による場合は、その旨を記している。

これによると「越前世譜 茂昭様御代 下（8）」³³⁾（以下「世譜」とする）文久3年（1863）9月14日の項に、「御水主頭是迄宿浦江定居之处、以来組之者とも同所江交代相勤候様被仰付之」とある。「履歴」にも同日、東西両組の御水主頭（鱸長左衛門、井原次郎右衛門）に組の者とあわせて三国宿浦に交代するよう仰せつけられた記録が残る。ただし、西組の井原次郎右衛門には、それに先立つ8月29日に三国宿浦への引越が申し渡されたようである。この「是迄宿浦江定居」や「交代」の表現からは、それより前から三国宿浦に水主組要員がいて、それと交代するように命じられたとも読み取れる。しかしながら、以下に示すように、空き家敷地になった御舟町の御水主頭の敷地に他の藩士が入っていることから、「交代」した様子は見られない。

東組の御水主頭は鱸長左衛門の後、榊原爰八が着任するが、わずか4か月あまり後の慶応元年（1865）4月29日に榊原から野中重左衛門に交代することになる。その時には、榊原が「当分御役屋敷ニ其儘」とされ、着任する野中が「当分自宅ニ而相勤」となっており、榊原がそのまま三国宿浦の役屋敷にいたことがうかがえる。幕末期の特別な差配であるのか、野中は着任の4か月後に病死しており、すでに転居が困難な状態であったのかなど、理由は判然としない。野中が着任して2か月後の慶応元年閏5月30日に、御舟町の東組御水主頭の屋敷地に、御水主頭ではない松原教が入っているの、「交代」した形跡はない。

西組の御水主頭は、移転した井原次郎右衛門のあと、円乗彦蔵、野村美済と引き継がれ、円乗の着任時に「宿浦御役屋敷江替被下候」、円乗の隠居時に「宿浦御役屋敷ニ罷在候」、さらに野村の着任時に「三国宿浦也」と三国宿浦にいたことが明記されている。御舟町の西組御水主頭の屋敷地について「絵図」を見る限りでは、井原のあとに、今村藤之助、山川内膳、猪子平左衛門の名前が記されている。一方で「履歴」によれば、井原が三国宿浦移転を命ぜられた文久3年（1863）8月29日の波々伯部清（熊太郎）の項に「家屋敷井原次郎右衛門罷在候御役屋敷江替被下候」とあり、御水主頭ではない波々伯部清が入るよう命ぜられたようである。ところがこの後、1か月もたたない9月23日に

波々伯部は「右同断之处、御都合も有之二付今村五兵衛家屋敷江替被下候」となっており、今村五平（五兵衛）の項にもそれに応じた「家屋敷波々伯部熊太郎家屋鋪江替被下候」となっている。その後は、元治元年（1864）3月11日の山川右膳（内膳）の項に、「家屋敷今村五兵衛家屋敷江替被下候」、さらに慶応元年（1865）9月25日に、「家屋敷猪子平左衛門家屋鋪ト相对替願之通被仰付候」と、「絵図」と「履歴」の居住者名が一致している。これらを勘案すると、転宅を命ぜられた波々伯部は御水主頭の屋敷跡に転宅しておらず、実際に居住を始めたのは今村であったと考えられる。

表9 三国宿浦移転の経緯

西暦 年月日	御水主頭・東組	備考
1862 文久3/9/14	鱸長左衛門	移転命令 「御水主頭並組共、已来三国宿浦江致交代候様被仰付」（「世譜」にも「御水主頭是迄宿浦江定居之处以来組之者とも同所江交代相勤候様被仰付之」）
1864 元治1/8/23	榊原爰八	着任「家屋敷之儀ハ御役屋敷へ替被下候」
慶応1/4/29		退任「御先物頭次席御使番役被仰付、家屋敷之儀ハ当分御役屋敷ニ其儘被指置候」
1865 慶応1/ 閏5/30		着任「当分自宅ニ而相勤候様被仰付」 ※同年8/6に病死
	野中重左衛門	役屋敷に役以外が入る ：松原教が「家屋敷御船町御水主頭御役宅へ替被下」榊原爰八が「松原次郎右衛門家屋敷江替被下」（「略」）
1866 慶応2/12/28	菅沼平兵衛	改称 「御水主頭之儀以来御水主組支配与被仰出之」（「世譜」）
1869 明治2/2/16	林鉄之進	役廃止 「右御役名御政体御変革ニ付御廃止被仰出候事」（「世譜」）同日、林鉄之進隠居
西暦 年月日	御水主頭・西組	備考
文久3/8/29	井原次郎右衛門	移転命令 「御趣意ニ付家内共三国宿浦へ引越被仰付候、且又組之者共之儀も同所江引越候様可申渡候」 役屋敷に役以外が入る ：波々伯部清が「家屋敷井原次郎右衛門罷在候御役屋敷江替被下候」
1862 文久3/9/14		移転命令 「御水主頭并組共已来三国宿浦江致交代候様被仰付」（「世譜」にも「御水主頭是迄宿浦江定居之处以来組之者とも同所江交代相勤候様被仰付之」）
文久3/9/23		波々伯部清が「右同断之处、御都合も有之二付今村五兵衛家屋敷江替被下候」 今村五平（五兵衛）が「家屋敷波々伯部熊太郎家屋鋪江替被下候」
1864 元治1/2/20	円乗彦蔵	隠居「元子二月廿日隠居悠廉与名替」
1866 慶応2/12/28		転任「家屋敷次郎右衛門是迄罷在候宿浦御役屋敷へ替被下候」 改称 「御水主頭之儀以来御水主組支配与被仰出之」（「世譜」）
1867 慶応3/6/16		隠居（子の円乗仙吉の項に）「但親彦蔵御水主組支配ニ付宿浦御役屋敷ニ罷在候」（「略」）
明治2/2/16	野村美済	着任「家屋敷之儀ハ是迄彦蔵罷在候御役屋敷江替被下候、三国宿浦也」
明治2/2/24		役廃止 「右御役名御政体御変革ニ付御廃止被仰出候事」（「世譜」） 「月給米三十五俵 御役料ハ相止」
1869 明治2/2/27		宿浦定番 「宿浦定番被仰付候事、但月給是迄之通」
明治2/11/25		「今般御改革、給禄米六拾俵四斗三升六合」
明治2/11/28		「軍務寮支配ニ被仰付候事」
明治2/12/24		「今般御改革ニ付役儀被免、予備隊江被入、毛矢元外塾所被入候事」

※移転に関する情報が書かれていない着任者は省略した

※「世譜」：「越前世譜 茂昭様御代 下（8）」（松平文庫 A0143-01980、当館保管）を指す

御水主頭はその後、慶応2年（1866）12月28日には、「世譜」³³⁾に「御水主頭之儀以来御水主組支配与被仰出之」とあり、「水主組支配」に改称されている。さらに、「世譜」の明治2年（1869）2月16日付「政体改革ニ付達」に「右御役名御政体御変革ニ付御廃止被仰出候事」とあり、改組に伴って廃止される役職の一つに「御水主組支配」が載せられている。同日、東組の林鉄之進は隠居し、後任者は確認されない。また、西組の野村美済は、その後に役料が廃止され月給米が扶持されるようになる変遷を経て、明治2年2月27日には「宿浦定番」を仰せつけられている。さらにその後、明治2年12月14日に予備隊に編入されて野村が御役御免となり、福井藩の御水主頭はその役目を終えたようである。

結論

福井藩の御水主頭は、貞享の半知までは3名体制であったが、半知後は2名体制で運用されていること、半知以降の一連の御水主頭着任者とその時期およびその役屋敷の所在地などを明らかにできた。貞享の半知以降、最終着任者より前までは禄高250石前後に相当する役職であり、それに満たない100石、150石の藩士が着任するときには、それぞれ役料150石、100石を与えられるのが大半であった。

御水主頭着任の人事上の特徴としては、再任は御役御免となった後に着任した1例以外には認められないが、3代にわたって務めた事例が1件、親・子あるいは祖父・孫で務めた事例が8件見られた。空白期間はほとんどなく、2名体制を維持しようとしていたと思われる。空白期間が生じるのは病死によると思われるものが半数であった。人事異動の位置づけとして、前役で御使番を務めたものが3分の1にのぼり、後役が御先物頭になるものがほぼ半数であった。御使番から御水主頭を経て御先物頭になる事例が全体の4分の1程度と、ある程度決まった人事ルートであったことがうかがえる。一方で、着任者の隠居・病死も4分の1を占めていることから着任時に高齢であったこともうかがえる。

文久3年8月から9月にかけて三国宿浦への移転が命じられるまでは、足羽川右岸の御舟町（現、福井市照手）の役屋敷に転居することが必須であった。三国宿浦移転後、御舟町の屋敷地には御水主頭ではない藩士が転入している。その後、慶応2年12月28日に御水主頭は水主組支配と改称され、明治2年2月26日には水主組支配の役職が廃止される。同日に1名が隠居し、もう1名も宿浦定番を継続して務めた後、明治2年12月14日に御役御免となり、御水主頭はその役目を終えている。

注

- 1) 伊豆蔵庫喜・吉田純一「江戸時代における武家地の敷地数の変動 その1 福井城下の武家地の研究その29」（『福井工業大学研究紀要』第45号、2005年）。
- 2) 伊豆蔵庫喜「番組屋敷の分布－福井城下の武家地の研究 その5－」（『福井工業大学研究紀要』第34号、2004年）。
- 3) 伊豆蔵庫喜・吉田純一「貞享の大法に伴う武家屋敷地の変動 福井城下の武家地の研究 その31」（『福井工業大学研究紀要』第46号、2016年）。
- 4) 伊豆蔵庫喜・吉田純一・多米淑人「享保6年松岡藩併合に伴う武家屋敷地の変遷 福井城下の武家地の研究 その34」（『福井工業大学研究紀要』第47号、2017年）。
- 5) 伊豆蔵庫喜・多米淑人・吉田純一「福井城下における旧松岡藩士の拝領地 松岡藩士とその屋敷地の研究 その4」（『福井工業大学研究紀要』第50号、2020年）。
- 6) 例えば、伊豆蔵庫喜による「大名町における武家屋敷地の変遷 福井城下の武家地の研究 その8」（『福井工業大学研究紀要』第37号、2007年）や、伊豆蔵庫喜・吉田純一らによる「城ノ橋地区における武家屋敷地の変遷

その2 福井城下の武家地の研究 その23」(『福井工業大学研究紀要』第43号、2013年)など、一連の「福井城下の武家地の研究」群があげられる。

- 7) 伊豆蔵庫喜・多米淑人・吉田純一「旧松岡藩士 磯野多宮家と渋谷権左衛門家の屋敷地 松岡藩士とその屋敷地の研究 その8」(『福井工業大学研究紀要』第53号、2023年)。

- 8) 吉田健「福井藩家中絵図(山内秋郎家文書)について」(『福井県文書館研究紀要』第2号、2005年)。

- 9) 吉田健「福井藩家中絵図(山内秋郎家文書)を利用して」(『福井県文書館研究紀要』第3号、2006年)。

- 10) 鈴木準道『福井藩史事典』(歴史図書社、1977年) pp.57-58より以下引用ママ。

御水主頭は二名、大番組百石以上の者拝命、組ノ者は上組・下組十人づつ御座船の水主を為す。頭は役宅御舟町にあり、組の者も同所に居住す。頭は組の者身元取扱い、本役料を賜る。

○御水主頭は御座船を預かり、常は船庫に納め、御乗船三国港へ御下り、或は御船にて御川獺の御御船を浮し、水主進退を掌る。(後略)

○御水主頭は御留川の取締りを為す。御留川は足羽川は成願寺村より先き、日野川は漆ヶ淵、丹生郡にては鮎川村、又今立郡にては菖蒲平筋等の川々、組の者指出し殺生を禁ず。

○藩政改革で御水主頭廃され、船も廃物となる。組の者は御先添物組に編入、鉄砲を取扱う事になる。

- 11) 福井県『福井県史 通史編 3(近世1)』(福井県、1994年) p.603。

- 12) 鯖江市史編さん委員会『鯖江市史 通史編 上巻』(鯖江市、1993年) p.286。

- 13) 福井県『福井県史 通史編 3(近世1)』(福井県、1994年) p.27に、以下のように記載されている。

三国浦 御船番一人 宿浦 同上

以上二ヶ所 番人一人 御水主組中支配、

「^(頭書)跡々組之内の相勤之处、組外被仰付、」

- 14) 「諸事御用之覚書」『福井県史 資料編 3(中・近世1 福井市)』(福井県、1982年) p.115に、「洪水之節大橋之下へ御水主之者共舟二而為罷出、流木等掛り候節ハ橋無破損様ニ可馳之旨申付候様、御水主頭共へ被候渡之」。

- 15) 「国事叢記」『福井県郷土叢書 第8集(国事叢記 下)』(福井県立図書館・郷土誌懇談会、1962年) p.182に「八月五日 福井毛屋繰舟世話之儀、向後御水主頭江被付候。依之舟番人・船頭共ニ、御水主頭支配ニ相成候」。

- 16) 伊豆蔵庫喜・多米淑人・吉田純一「明里口における武家屋敷地および与力の組屋敷 ー福井城下の町口における屋敷地の研究 その3ー」(『日本建築学会大会学術講演梗概集(東海)』、2021年)。

- 17) 長野栄俊「福井藩の御奉行に関する基礎的研究」(『福井県文書館研究紀要』第21号、2024年)。

- 18) 福井県文書館『福井県文書館資料叢書』9～15(福井県文書館、2013～2019年)。

- 19) 福井県立図書館・郷土誌懇談会共編『片聲記・続片聲記 上 福井県郷土叢書 第2集』(福井県立図書館・郷土誌懇談会、1955年)。

- 20) 「松平斉承給帳」『福井市史 資料編 4(近世2 藩と藩政 上)』(福井市、1988年) p.326。

- 21) 「橘宗賢伝来年中日録」(明和9年(1772)1月付)『福井市史 資料編 9(近世7 学問と文化)』(福井市、1994年)。

- 22) 「山本家譜」(国文学研究資料館(越前史料)文書 X0145-00990)によれば、山本家次は、北条家に代々仕え「海上一円支配」を仕り、北条家滅亡後に秀康に仕える。「三国湊口ハ大切ノ処ニ心得者押へ」を仰せつけられたが、「金津ノ押」をするように申し付けられたので、福井藩を離れている。その後元和6年(1620)に越後高田の忠昌に100石で召し抱えられて以降、福井藩士としてその名が残るが、御水主頭には着任していない。

- 23) 「御城下之図」松平文庫 A0143-21317、当館保管。

- 24) 「姓名録 一 イ」松平文庫 A0143-02010、当館保管。

- 25) 「履歴」には、堀江源左衛門(堀江1家。200石、外役料100石)の項に以下の記載がみられる。

元禄六酉八月廿九日五拾石御加増、御水主頭被仰付

同九子十一月十三日五拾石加増、麻生様へ被為附

同十四巳九月御使番

宝永三戌九月四日御水主頭於江戸被仰付

正徳二辰十二月五日御先物頭於江戸被仰付

- 26) 「履歴」の有賀清右衛門（有賀 2 家、250石、外役料100石）およびその次代の項に以下の記載がみられる。
元禄九子五月十六日織部無相違被下、此節迄自分御奉公申上御膳番御水主頭
（次代、有賀彦八郎の項に「正徳二辰五月廿一日父清右衛門為跡目此通被下」）
- 27) 「履歴」の梯左仲太の項に「於松岡御水主頭御相続後 享保七寅十一月九日御役御免御役料上ル」とある。また、久津見喜内の項に「於松岡御水主頭 元禄十三辰父三内家督貳百石無相違、於松岡被下」とある。久津見家の享保6年前後の記載は詳らかではない。
- 28) 「履歴」では、どちらも宝暦13年（1763）6月22日付けで、国枝小市郎が「役義取扱不参届儀有之、御役御取揚大番入、遠慮」比企文左衛門が「御役御免、大番入」となっている。
- 29) 「森藤与右衛門家文書」（宝暦13年 3 月付）『福井県史 資料編 4』（福井県、1984年）pp.588-589。
- 30) 「聞繕目録」松平文庫 A0143-01134、当館保管。
- 31) 「福井分間之図」松平文庫 A0143-21338、当館保管。
- 32) 「御家中屋敷地絵図 上巻」松平文庫 A0143-00464、当館保管。
- 33) 「天災之部・御普請之部・屋敷之部」松平文庫 A0143-01058、当館保管。
- 34) 「越前世譜 茂昭様御代 下（8）」松平文庫 A0143-01980、当館保管。